

## 地場産品の基準について

総務省告示第179号に基づき、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するものについてのみ、地場産品等として認める。

### (1) 当該地方団体の区域内において生産されたもの

### (2) 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの

<具体例>

当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるもの

#### 【認められる例】

- 地域内で生産された酒米を100%使用して、区域外において醸造した地酒
- 原材料の果物のうち9割以上を区域内で生産された果物を使用したジュースなど

#### 【認められない例】

- 製造に用いる牛乳のうち区域内で生産された牛乳を約1割使用した、区域外製造のアイスクリーム
- 区域内で生産された醤油・ポン酢を使用した、区域外で加工されたもつ鍋・水炊き
- スチール缶の原材料となる鉄を区域内で製造し、そのスチール缶を使用したビール

### (3) 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの

<具体例>

当該行程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該行程によるもの

関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として列挙されている例を踏まえること

(参考) 実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例

- 輸送または保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- 単なる切断、選別、瓶・箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- 改装、仕分け
- 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を貼り付けもしくは添付すること
- 単なる混合、単なる部分品の組み立て及びセットにすること

#### 【認められる例】

- 区域外で生産された豚肉を、区域内で切断、調理、袋詰めしている豚肉加工品
- 区域外で生産された原材料を用いて、区域内の醸造所において醸造した酒

- 区域外で生産されたグラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な細工を区域内において、区域内業者が施した工芸品
- 単なる輸送又は保存のためだけの処理ではなく、調味等の相応の付加価値が生じるよう加工した茹で蟹や干物など

【認められない例】

- 海外で生産し、区域内事業者が検品を行っているラジオ
- 区域外で生産されているが区域内の茶商が監修しているペットボトルのお茶
- 区域内事業者がパッケージしている区域外で生産されたフルーツ
- 区域外で生産されたビールに、団体オリジナルシールを貼ったもの

**(4) 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)**

【認められる例】

- 当該地方団体の区域を含む複数の地方団体の区域を管轄するJAに区域内で生産された米を出荷して、当該JAが区域外で生産された米とブレンドし、「〇〇米」として出荷されたもの

**(5) 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの**

【認められる例】

- 当該地方団体のキャラクターグッズ
- 当該地方団体をホームとするスポーツチームの応援グッズ

【認められない例】

- 区域内で創業した事業者が区域外で生産する即席麺
- 当該区域の出身者であるパティシエが区域外で製造する洋菓子
- 包装紙に当該団体名が記載されただけのもの

**(6) 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものを併せて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるもの**

【認められる例】

- 区域内で生産しているいくらかと県内産の米のセット
- 区域内で製造されたそばと区域外で製造されたそばつゆのセット

【認められない例】

- 区域外で生産された商品と当該地方団体のPR冊子のセット
- 区域外で製造されたビールと区域内で生産されたタオルのセット

**(7) 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これらに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体において相当程度関連性のあるもの**

**【認められる例】**

- 地域の特産品をPRするための区域外のアンテナショップ飲食スペースで、区域内で生産された食材をふんだんに使ったメニューを提供

**【認められない例】**

- 区域内で旅館経営している事業者が、都内で経営している店舗で使用可能な食事券
- 区域外で肥育されたブランド牛を扱う首都圏等の高級飲食店で使用できるグルメポイント

**(8) 次のいずれかに該当する返礼品等であること**

**① 市区町村が近隣の他の市区町村と協働でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの(他の市区町村の同意なく、当該他の市区町村の地場産品を返礼品として取り扱う場合には該当しない。)**

**【認められる例】**

- 近隣の複数の地方団体が連携し、共同で開発したオリジナルの特産品を、当該複数の地方団体が共通して取り扱うもの

**② 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの**

**【認められる例】**

- 県内全域の特産品について、県が音頭を取って県内全市町村と連携し、県全域の特産品として、共通の返礼品として取り扱うもの

**③ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において、地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品とするもの**

**【認められる例】**

- 当該都道府県の区域内の地域資源として商標登録が行われていて、現にその名称が広く知られている等、広く一般国民から当該都道府県の地域資源であると相当程度認識されているもの

**(9) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること**